

## 参考資料



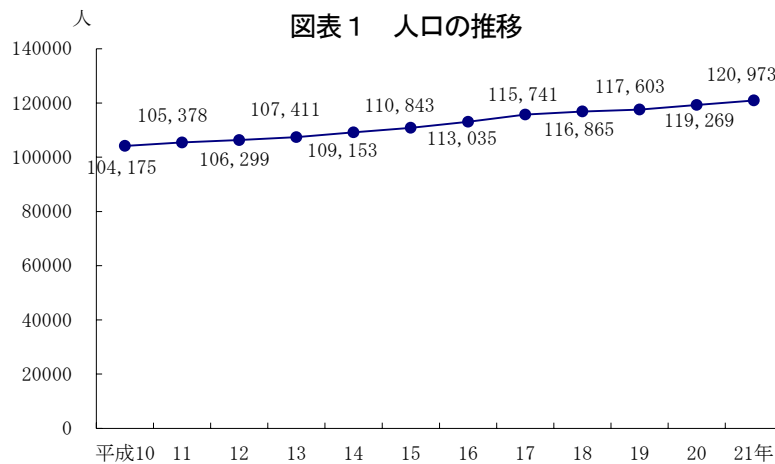
# 資料1 戸田市の子ども・子育ての現状

## 1 少子高齢化の動向

### 1-1 人口の動向

#### 1 総人口は一貫して増加

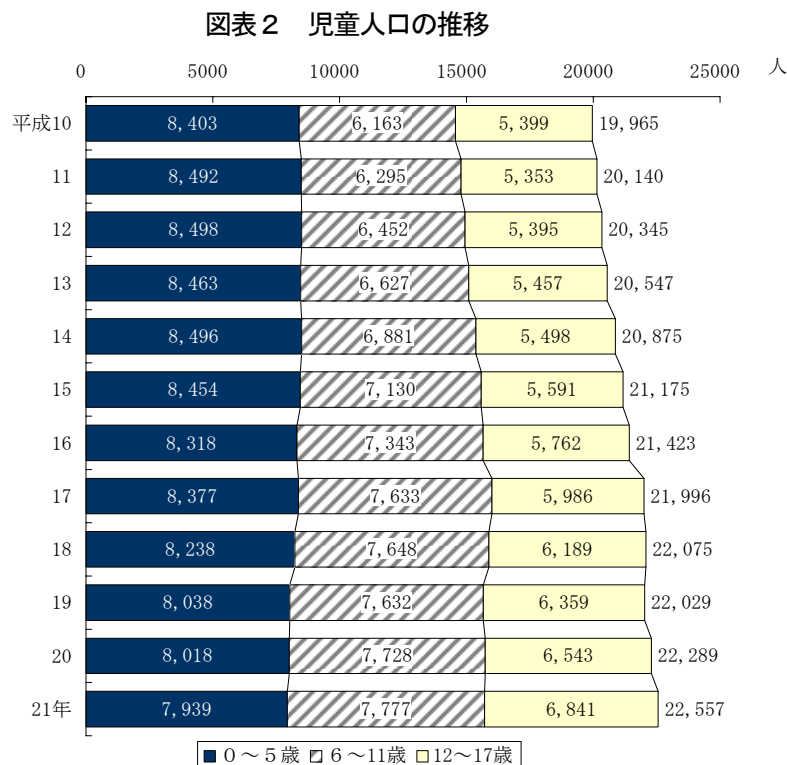
平成21年の総人口は120,973人です。平成10年からの一貫して増加が続いています。



資料：「住民基本台帳」「外国人登録」  
(各年4月1日現在) 情報統計課

#### 2 児童人口も一貫して増加

平成21年の18歳未満人口は22,557人です。平成10年から一貫して増加が続いています。平成17年以降増加が鈍化していましたが、平成20年以降は増加傾向が高まっています。

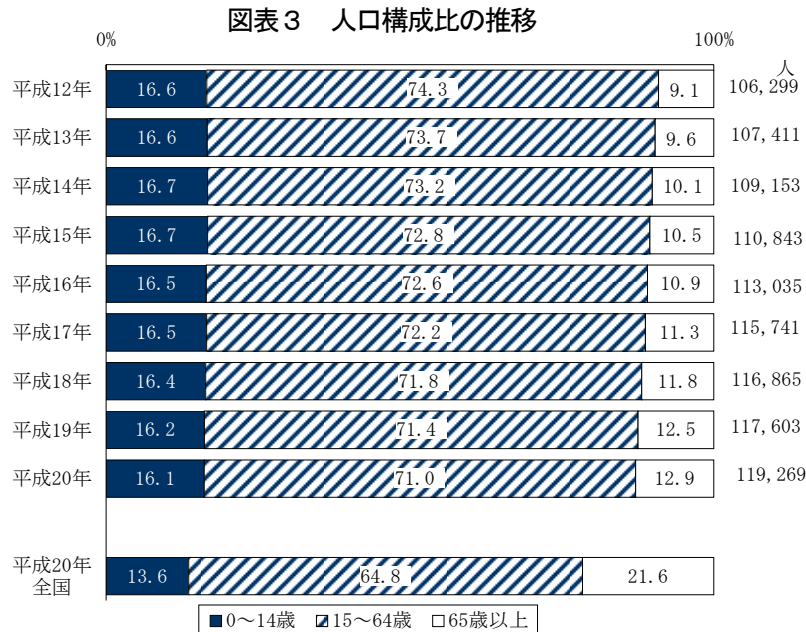


資料「住民基本台帳」「外国人登録」(各年4月1日現在)  
情報統計課

### 3 少子高齢化の進行

平成21年の人口構成比は「0～14歳」が16.1%、「15～64歳」が71.0%、「65歳以上」が12.9%です。平成12年からの推移をみると、「65歳以上」の上昇、「15～64歳」の低下が続いています。「0～14歳」もわずかですが低下傾向です。

全国平均と比べると、「65歳以上」人口比は10ポイント近く低く、本市の高齢化の進行は緩やかです。



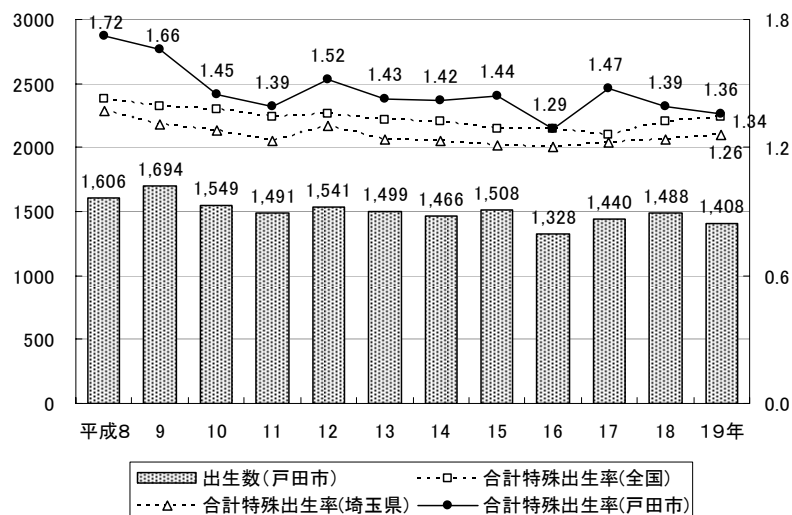
資料：「住民基本台帳」「外国人登録」（各年4月1日現在）

## 1-2 出生の動向

### 1 出生数は減少、合計特殊出生率\*は低下傾向

平成19年の出生数は1,408人、合計特殊出生率\*は1.36です。出生数の推移を平成8年からみると、年毎に多少の増減はありますが、平成9年をピークに減少傾向です。合計特殊出生率\*も年毎に多少の増減があるものの平成8年からみると低下傾向です。平成17年以降（前期計画策定後）をみると、出生数は平成18年をピークに減少傾向、合計特殊出生率\*は平成17年以降は低下を続けています。

図表4 出生数・合計特殊出生率\*の推移

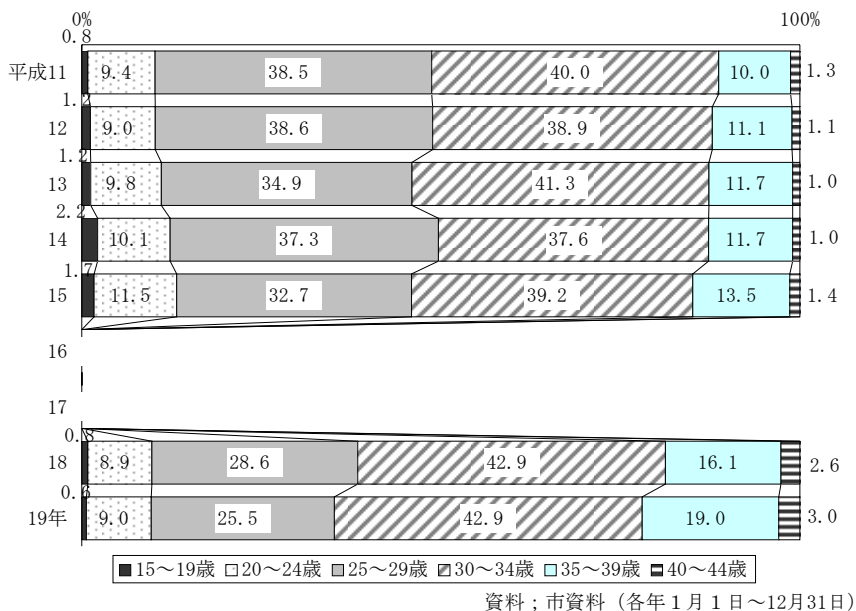


## 2 出産年齢の中心は30歳代

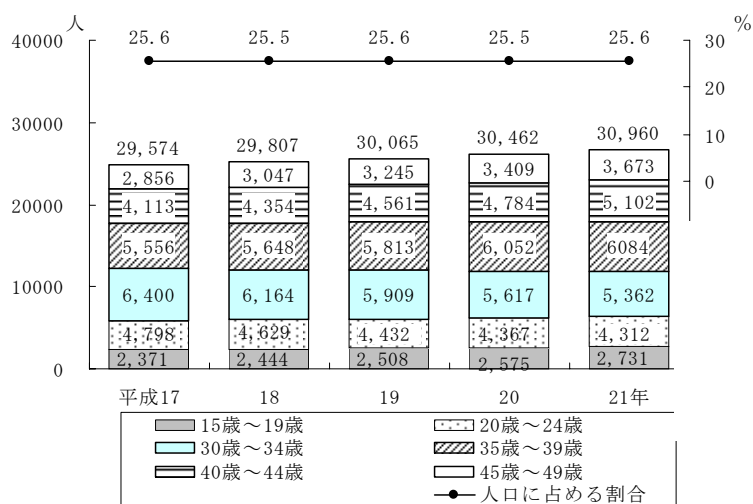
平成19年の母親の年齢階級別出生割合は「30～34歳」が42.9%ともっとも高く、次いで「25～29歳」が25.5%、「35～39歳」が19.0%と続いています。30歳以上が64.9%を占めています。平成11年からの推移をみると、「35～39歳」が上昇し、「25～29歳」が低下しています。

平成21年の出産年齢女性の人口は30,960人、総人口に占める割合は25.6%です。

図表5 母親の年齢階級別出生割合の推移



図表6 出産年齢女性の人口が総人口に占める割合の推移

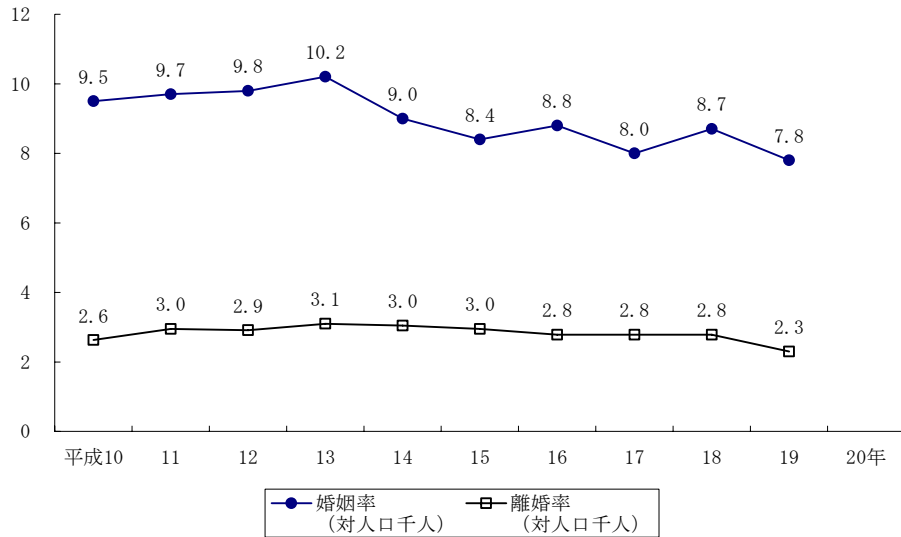


## 1-3 結婚の動向

### 1 婚姻率は低下傾向、離婚率はほぼ横ばい

平成19年の婚姻率（人口千対）は7.8、離婚率（人口千対）は2.3です。平成10年からの推移をみると、婚姻率は平成13年をピークに低下傾向です。離婚率はほぼ横ばいで推移しています。

図表7 婚姻・離婚率の推移

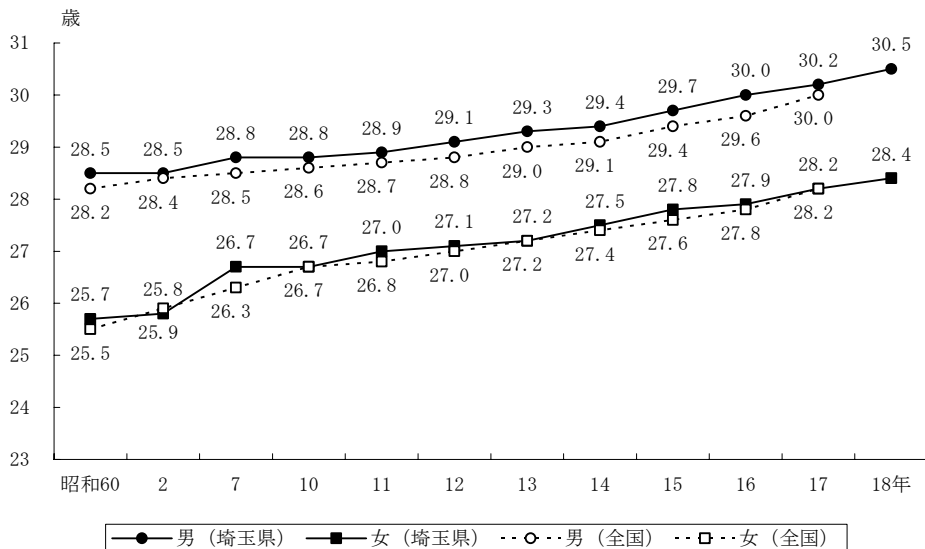


資料：「埼玉県人口動態総覧」（各年1月1日～12月31日）

### 2 平均初婚年齢の上昇

埼玉県の平成18年の性別平均初婚年齢は男性30.5歳、女性28.4歳です。昭和60年以降、平均初婚年齢は上昇の一途をたどっています。全国平均と比べると、男性ははわずかに高く、女性はほぼ同じ水準です。

図表8 平均初婚年齢の推移



資料：埼玉県人口動態統計

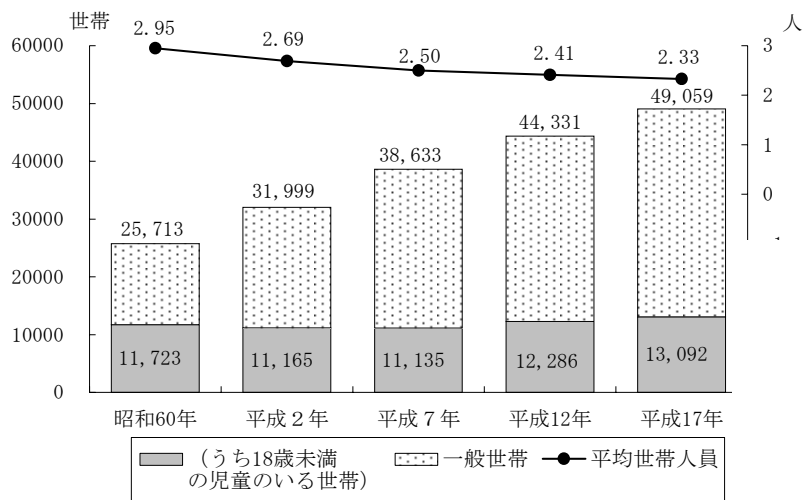
## 2 世帯の動向

### 1 平均世帯人員・一世帯あたり子ども数

平成17年の一般世帯数は49,059世帯、そのうち、18歳未満の児童のいる世帯は13,092世帯です。平均世帯人員は2.33人です。昭和60年からの推移をみると、一般世帯数は急激な増加を続けていますが、18歳未満の児童のいる世帯は微増にとどまっています。結果、一般世帯数に占める割合は低下が続いています。平均世帯人員は低下の一途と、小規模化が進んでいます。

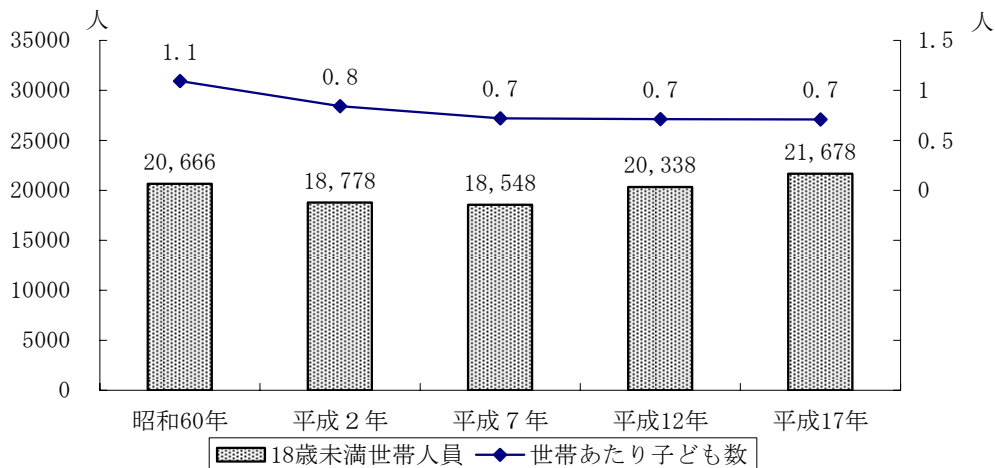
平成17年の一般世帯を構成する18歳未満の児童数は21,678人、1世帯あたりの子ども数は0.7人です。昭和60年からの推移をみると、一般世帯を構成する18歳未満の児童数は平成7年以降増加が続いていますが、1世帯あたりの子ども数は横ばいです。

図表9 世帯数と平均世帯人員の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

図表10 18歳未満世帯人員と一世帯あたり子ども数の推移



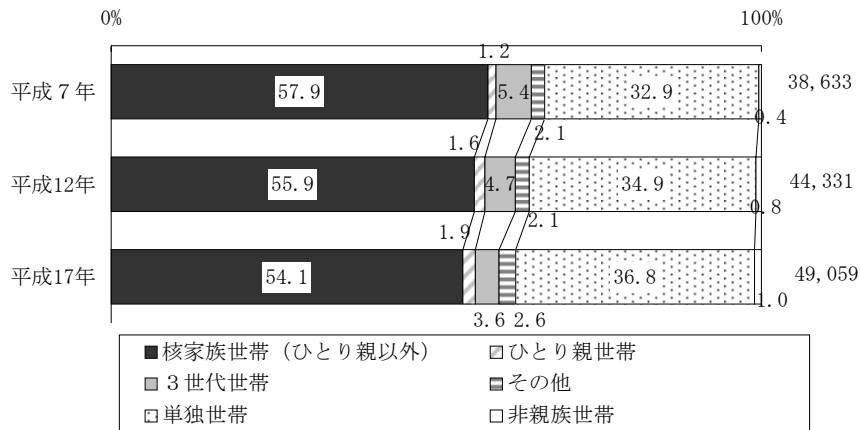
資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

### 2 単独世帯の増加

平成17年の一般世帯の世帯型構成比は、「核家族世帯（ひとり親以外）」が54.1%、「単独世帯」36.8%、「3世代世帯」3.6%、「ひとり親世帯」1.9%です。平成7年からの推移をみると、「単独世帯」の割合が大幅に上昇する一方で「核家族世帯（ひとり親以外）」「3世代

世帯」が低下しています。「ひとり親世帯」は少しずつ上昇しています。

図表 11 世帯構成の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

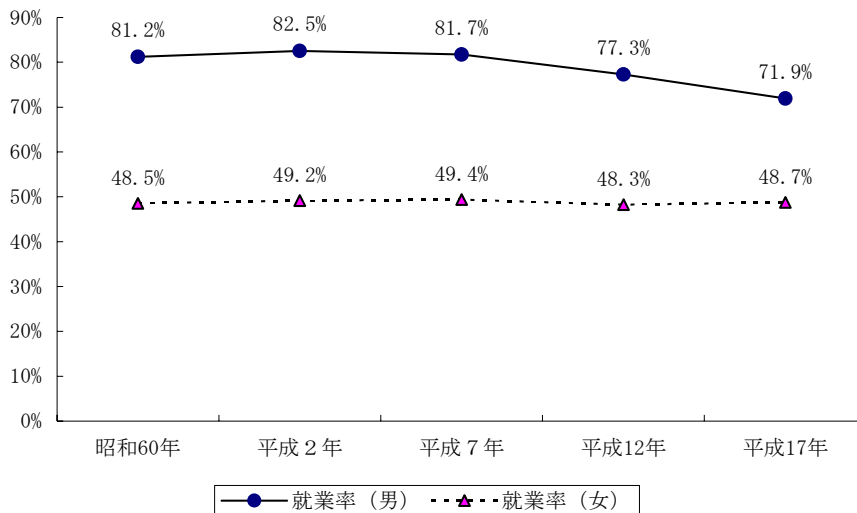
### 3 就労状況

#### 1 就業率は男性7割強、女性5割弱

平成17年の男性の就業率は71.9%で、女性は48.7%です。

昭和60年からの推移をみると、男性は平成2年以降減少傾向が続いていますが、女性はほぼ横ばいです。

図表 12 男女別就業率の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

#### 2 女性の年齢別労働力率

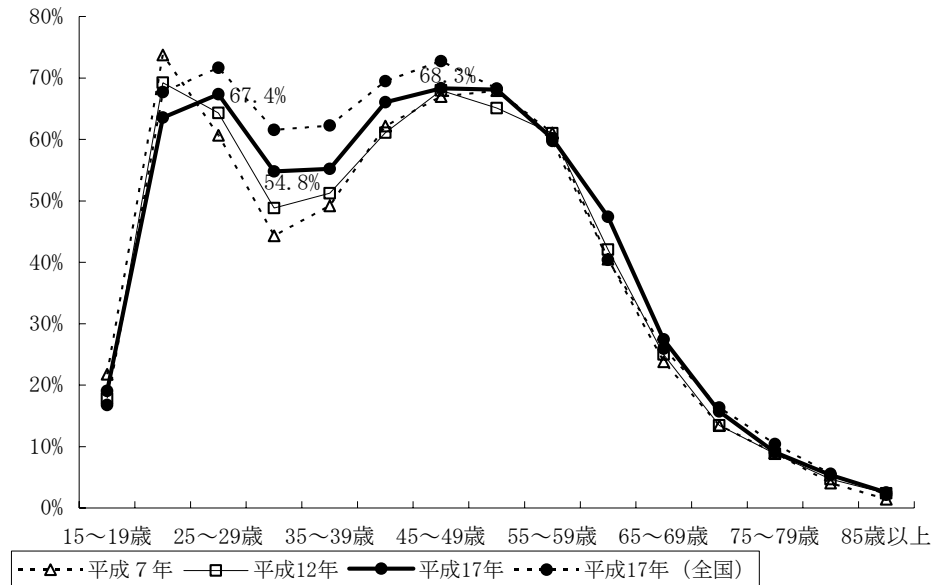
平成17年の女性の年齢別労働力率は、「25～29歳」で67.4%と高いですが、子育て期の「30～34歳」には54.8%まで落ち込み、その後ゆるやかに上昇し、「45～49歳」の68.3%をピークに再び下降していくM字カーブを描いています。



平成12年と比べて、子育て期前のピークが「20～24歳」から「25～29歳」へ移行するとともに、子育て期である「30～34歳」の労働力率が数ポイント上昇しています。

全国平均と比べて、20～40歳代で低くなっています。特に30歳代は10ポイント近く低い割合です。

図表 13 女性の年齢別労働力率



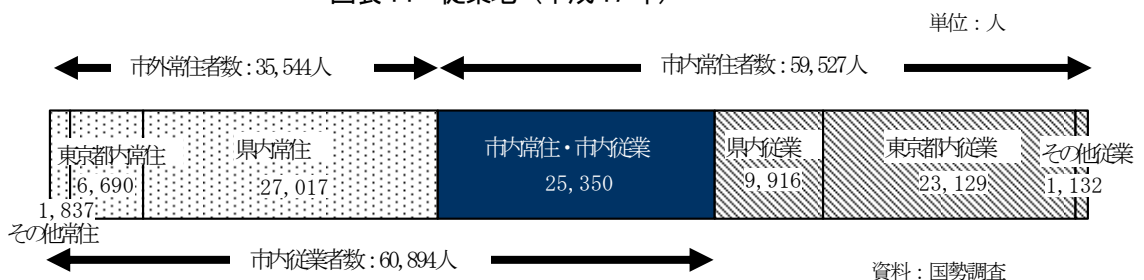
資料：「国勢調査」(各年10月1日現在)

### 3 就業者の約4割が東京都内で従業

平成17年の本市に住んでいる就業者59,527人の従業地は、市内が25,350人(就業者の42.8%)、東京都が23,129人(同38.9%)とほぼ並んで多くなっています。一方、本市内での従業者数は60,894人で、うち、35,544人は市外に住んでいる人です。

平成12年と比べると、「市内で従業」の割合が低下し、「県内(戸田市外)で従業」が上昇する傾向がうかがえます。

図表 14 従業地(平成17年)



資料：国勢調査

図表 15 本市に住んでいる就業者の従業地（平成12年との比較）

	平成12年		平成17年	
	(人)	(%)	(人)	(%)
就業者総数	57,394	100.0	59,527	100.0
市内で従業	24,791	43.2	25,350	42.6
県内（戸田市外）で従業	9,194	16.0	9,916	16.7
さいたま市内で従業	3,452	6.0	3,422	5.7
川口市内で従業	2,595	4.5	2,674	4.5
蕨市内で従業	1,114	1.9	1,496	2.5
その他県内で従業	2,033	3.5	2,324	3.9
東京都内で従業	22,374	39.0	23,129	38.9
その他県外で従業	1,035	1.8	1,132	1.9

注：割合は小数点以下第2位で四捨五入しているために合計が合わない場合がある。

## 4 子ども・子育てをめぐる地域の特性

### 1 地勢

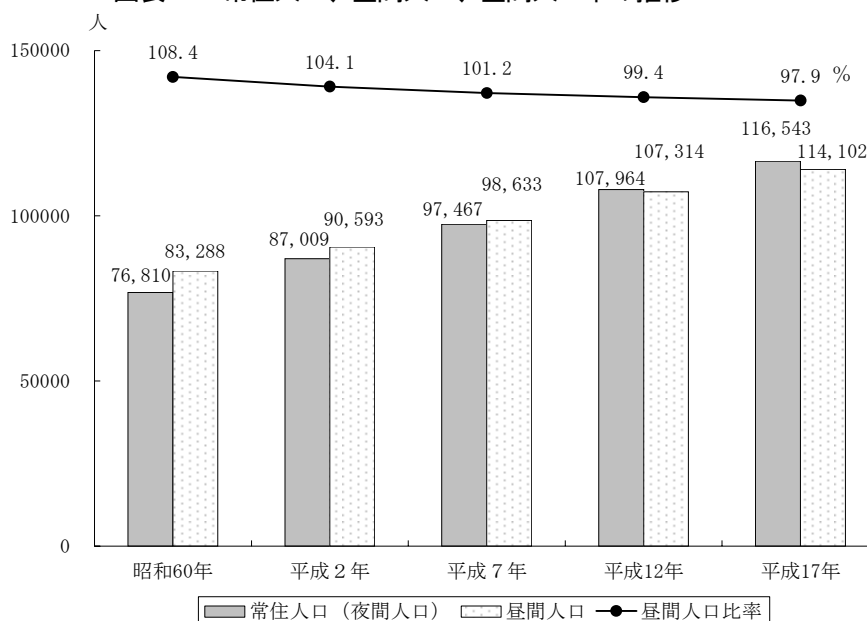
本市は、総面積18.17k㎡、県の南東部、荒川を挟んで東京に接する交通の要衝にあります。古くは中山道の「戸田の渡し」や、江戸の穀倉として栄え、現在も東京への物流拠点として、多数の倉庫、配送センター等が集積します。JR 埼京線や外郭環状道路の開通、首都高速道の延伸により、利便性が一段と向上しました。埼京線3駅開業を機に、立地の良さからマンションを中心とした住宅建設が進み、県内有数の人口急増都市となっています。

### 2 昼夜間人口比率

平成17年の常住人口は116,543人、昼間人口は114,102人、昼間人口比率は97.9%です。

昭和60年以降、常住人口、昼間人口とも増加傾向ですが、昼間人口率は下降傾向にあり、平成12年には99.4%と100%を割っています。性別にみても男女ともに昼間人口率は低下傾向が続いています。

図表 16 常住人口、昼間人口、昼間人口率の推移



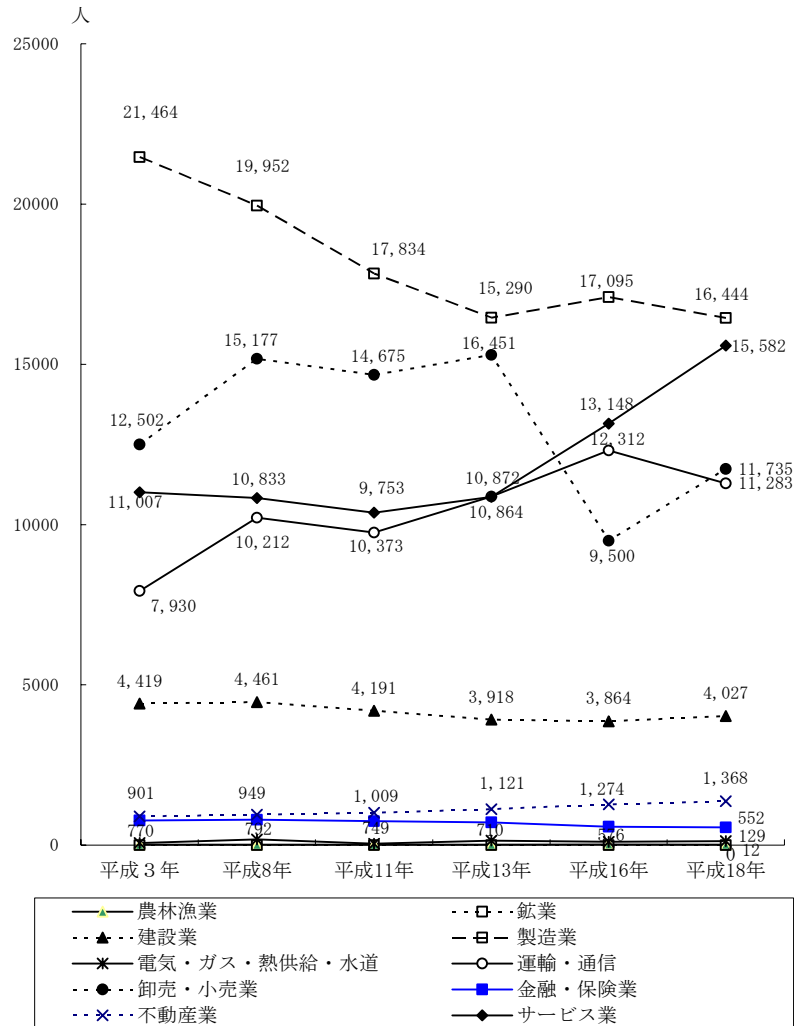
資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

### 3 市内事業所の産業別従業者数

平成18年の市内事業所の従業者数は、製造業が16,444人、サービス業が15,582人と多く、次いで卸・小売業が11,735人、運輸・通信が11,283人と多くなっています。

平成3年からの推移をみると、製造業は減少が著しく、建設業も減少傾向です。逆に、サービス業、運輸・通信は増加傾向です。

図表 17 産業別就業者数の推移

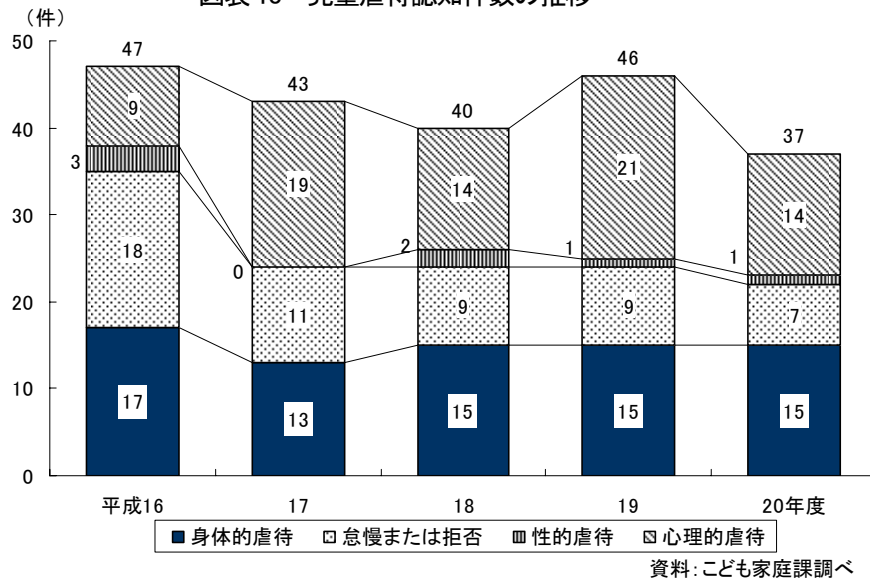


資料：「事業所企業統計調査」

### 4 児童虐待認知件数

平成20年度の児童虐待の認知件数は37件です。内訳は「身体的虐待」が15件、「心理的虐待」が14件と並んで高く、次いで「怠慢または拒否」が7件、「性的虐待」が1件です。

図表 18 児童虐待認知件数の推移



## 5 戸田市の子育て支援サービスの状況

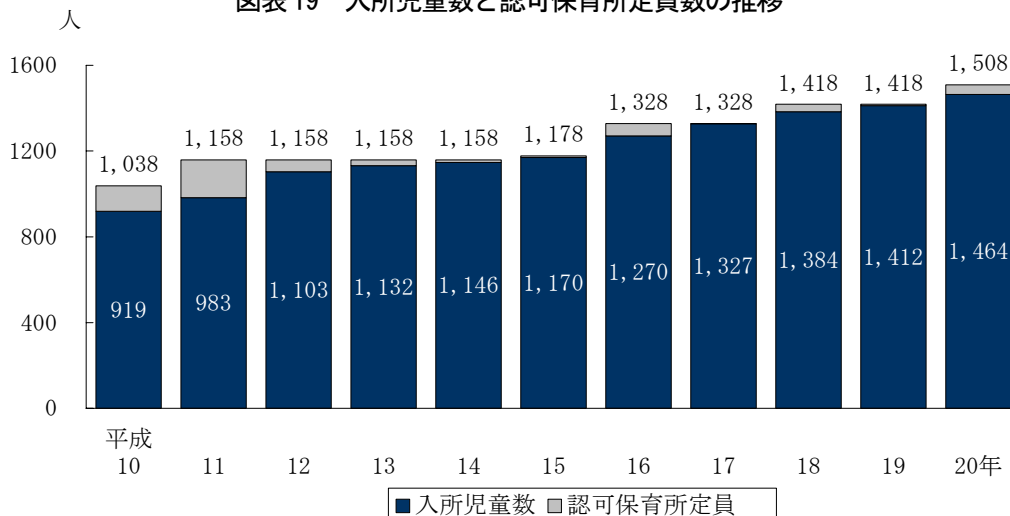
### 5-1 保育サービス等の提供状況

#### 1 認可保育所の状況

市内には、認可保育所が16か所あり、平成20年4月現在の定員数は1,508人、入所児童数は1,464人です。保育所入所児童数は平成16年に急増した後も増加が続いています。

通常保育時間は平日が午前8時30分～午後4時30分、土曜日が午前8時30分～午後0時15分です。勤務時間や通勤事情などにより、やむを得ない場合に限り、午前7時から午後7時まで、延長保育を実施しています。

図表 19 入所児童数と認可保育所定員数の推移



図表 20 認可保育所における各種保育サービスの実施状況

保育所名	保育サービス	延長保育 ※1	0歳児保 育※2	一時保育 ※3	障害児保 育(育成 保育)※ 4	休日保育 ※5	子育て支 援センタ ー※6	病後児保 育※7	地域交流 会※8
下戸田保育園		○	×	×	○	×	×	×	○
新菅保育園		○	○	○	○	×	×	×	○
上戸田保育園		○	×	×	○	×	×	×	○
喜沢南保育園		○	○	○	○	×	○	×	○
笹日東保育園		○	×	×	×	×	×	×	○
上戸田南保育園		○	○	×	○	×	×	×	○
新菅南保育園		○	○	×	○	×	×	×	○
笹日川保育園		○	○	○	×	×	○	×	○
きざわ保育園		○	○	×	×	×	×	×	○
ささめ保育園		○	○	×	×	×	×	×	○
あけぼの保育園		○	○	×	×	○	○	×	○
戸田公園駅前さくら草保育園		○	○	○	○	×	○	×	○
戸田駅前保育所(おひさま保 育園)		○	○	○	×	×	○	×	○
戸田こども園		○	○	○	×	×	×	×	○
北戸田Jキッズステーション		○	○	○	×	×	○	×	○
戸田駅前さくら草保育園		○	○	○	×	×	○	×	○

保育幼稚園課調べ(平成21年4月現在)

- ※1 保護者の就労の事情などから、時間までに迎えに来られない場合に保育時間を延長する。
- ※2 1歳未満でも、園ごとの受入可能月齢に合わせ実施する。
- ※3 保育所に通っていない児童を対象に1日又は半日単位で実施する。月～金曜日8:30～17:00で半日は8:30～12:30、12:30～17:00で利用が可能となっている。
- ※4 障害の程度が軽度から中程度までの集団保育が可能で、日中保育に欠ける場合、3歳以上の子どもの保育を実施する。
- ※5 休日(日曜日・祝日)に保護者の就労などで家庭における保育が困難な場合に実施する。
- ※6 P17参照
- ※7 保育所等に通っている児童が病気又は病気回復期のため、集団保育の困難な時期に保育を実施する。
- ※8 月1回程度、保育園児以外の就学前の子とその保護者で参加し、当該保育園の園児と一緒に遊んだり、地域の保護者同士の交流の場として園庭等を開放する。

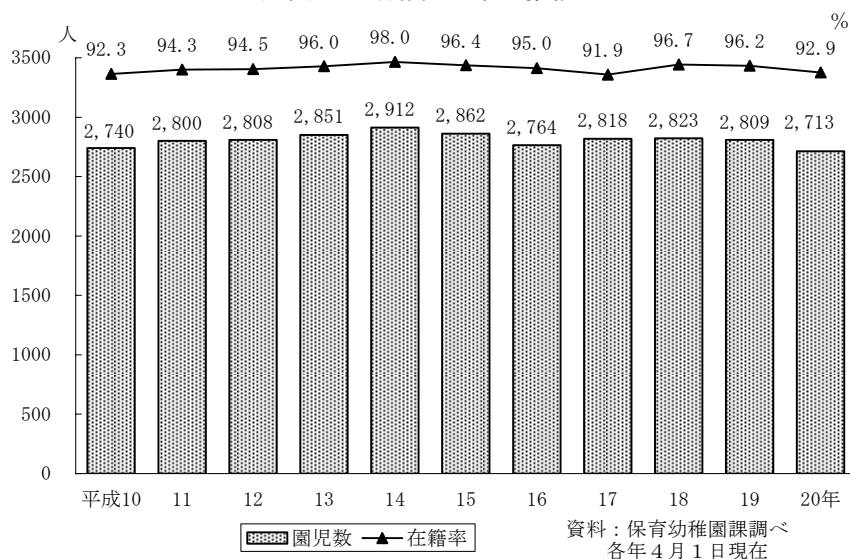
図表 21 認可保育所以外の就学前児童への各種保育サービス

項目	サービス内容	
子育て短期支 援事業	子どものショートステイ	3歳未満の子どもを養育している保護者が、入院・出産・介護などの理由により、一時的に子どもの養育が困難となった場合、市と契約した乳児院で短期間有料で預かります。7日間限度ですが、場合により14日間まで延長可能です。
	子どものトワイライトステイ	小学1年生から3年生までの子どもを養育している保護者が、残業等で帰宅が遅くなり、夜間の保育が困難となった場合、市内の母子生活支援施設で午後5時から9時半まで有料で預かります。
地域子育て支 援拠点事業	子育て支援センター(センター型)	地域の子育て家庭支援として、子育ての相談や親同士の情報交換の場の提供及びイベントの開催を市内の保育所箇所で行っています。
	親子ふれあい広場(サロン型)	乳幼児とその親を対象に、身近な場所で気軽に交流を図ることで子育ての不安感の緩和を図ることを目的に、市内の学童保育室4箇所及び福祉センター1箇所を実施しています。また、育児相談などを月1回程度行っています。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい人(協力会員)と、受けたい人(依頼会員)が会員となって、育児の相互援助活動を行っている。	

## 2 幼稚園の状況

市内には幼稚園が9園あり、平成20年4月現在の園児数は2,713人、在籍率は92.9%です。平成16年以降の推移をみると、園児数・在籍率ともに平成18年をピークに減少・低下傾向です。

図表 22 幼稚園児数の推移



## 3 学童保育室・放課後子ども教室\*の状況

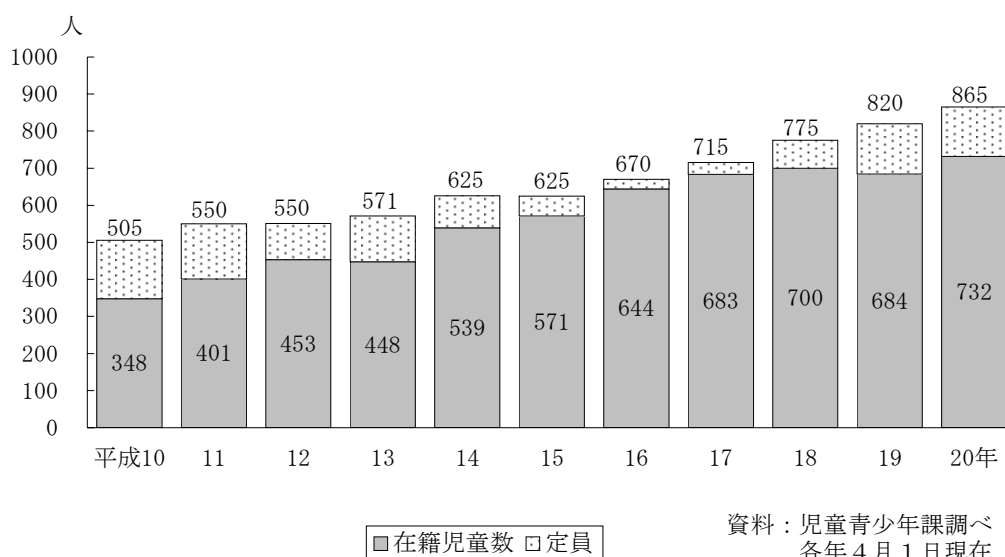
市内には、12の小中学校内に17の学童保育室があります。また、7小学校（芦原小学校・美谷本小学校・新曽小学校・喜沢小学校・笹目小学校・戸田東小学校・戸田第一小学校）で放課後子ども教室\*を実施しています。平成20年の在籍児童数は732人、定員は865人です。平成16年以降の推移をみると、在籍児童数は増加傾向です。定員は増加が続いています。

図表 23 学童保育室の現状

学童保育室名	実施場所	定員	在籍者数	指導員
戸田第一小学校第1	上戸田 3-7-5	45	42	2
戸田第一小学校第2	〃	70	64	4
戸田第二小学校第1	喜沢南 2-2-37	55	47	2
戸田第二小学校第2	〃	59	62	4
新曽小学校第1	新曽南 2-13-8	45	39	2
新曽小学校第2	〃	45	38	2
美谷本小学校	美女木 7-11-3	44	35	2
笹目小学校	笹目 6-9-1	45	43	3
戸田東小学校	下戸田 1-3-3	70	49	3
戸田南小学校第1	本町 4-8-2	55	50	2
戸田南小学校第2	〃	56	47	2
喜沢小学校	喜沢 1-48-6	45	49	3
笹目東小学校	笹目 3-17-12	60	89	5
新曽北小学校第1	新曽 1367	45	30	2
新曽北小学校第2	〃	61	40	2
美女木小学校	美女木 2-33-1	70	60	2
芦原小学校	新曽 1961	70	44	2

児童青少年課調べ（平成20年4月現在）

図表 24 学童保育室在籍児童数の推移



#### 4 地域児童クラブの状況

小学校に通学している留守家庭児童を対象に、夏休み期間中、一定の施設において指導者のもと保育指導を行う事業を実施しています。

#### 5 認可外保育サービスの状況

市の基準に適合する認可外保育施設を家庭保育室として指定して、保護者の就労や疾病などにより、保育に欠ける家庭の子どもを預かっています。平成21年11月現在20の家庭保育室があります。

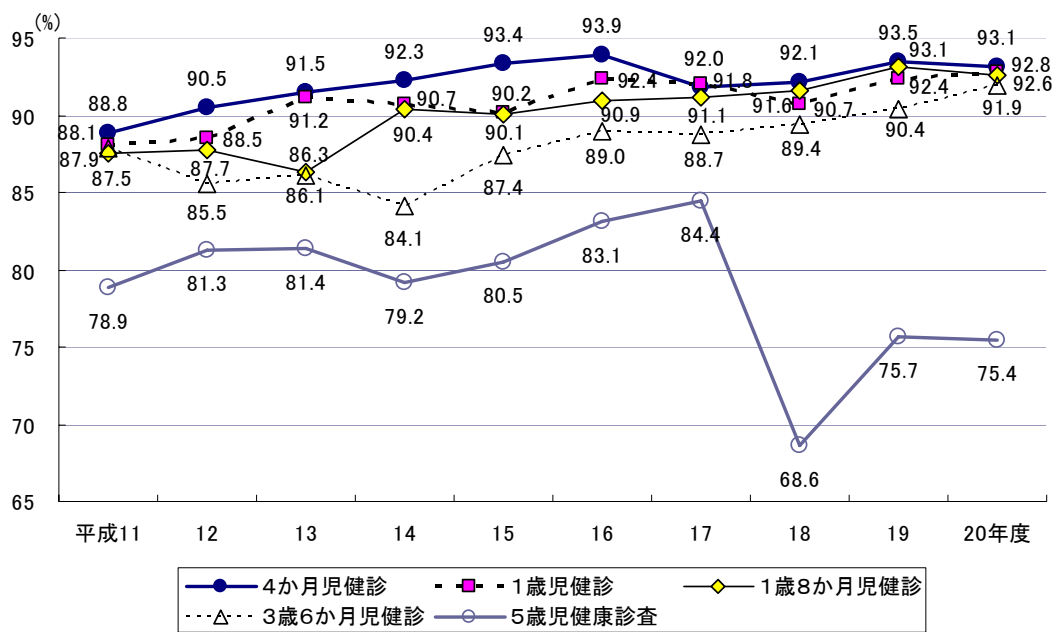
### 5-2 保健サービス

#### 1 乳幼児健康診査の受診状況

平成20度の乳幼児健康診査の受診率は、4か月児健診が93.1%、1歳児健診が92.8%、1歳8か月児健診が92.6%、3歳6か月児健診が91.9%と9割を超えていますが、5歳児健康診査は75.4%と8割に満たない割合です。

平成16年度以降を中心に推移をみると、1歳児健診、1歳8か月児健診、3歳6か月児健診は上昇傾向です。特に、3歳6か月児健診は上昇の一途です。4か月児健診は平成17年度に低下し、その後ほぼ横ばい近い状況です。5歳児健康診査は「4歳6か月健康診査」から変更した影響で18年度は大きく低下しましたがその後上昇・横ばいの状況です。

図表 25 乳幼児健康診査の受診率の推移



注：「5歳児健康診査」は平成18年度に「4歳6か月健康診査」から変更になった。平成17年度前は「4歳6か月健康診査」のものである。



## 6 戸田市の子育て支援サービスの状況

本計画を策定するにあたって実施した2種類のアンケート調査結果から、子育ての実態と保護者の意向をとりまとめました。

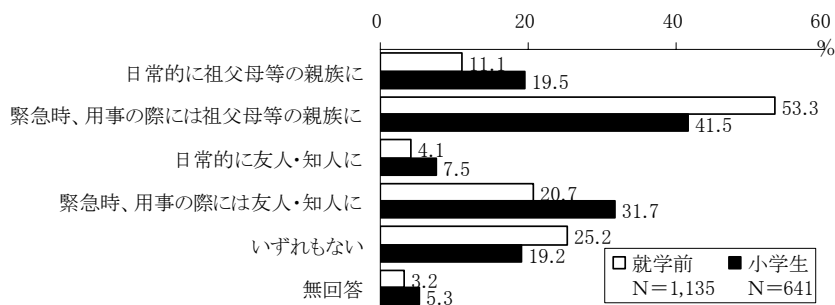
図表 26 発送・回収状況

調査種類	発送数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者調査	2,500件	1,135件	45.4%
就学児童保護者調査	1,500件	641件	42.7%
合計	4,000件	1,776件	

### 1 緊急時等に祖父母等の親族に預かってもらえるは4～5割

子どもを預かってもらえるのは「緊急時、用事の際には祖父母等の親族に」が就学前で53.3%、小学生で41.5%とほぼ半数です。「緊急時、用事の際には友人・知人に」は2～3割です。「いずれもない」は就学前で25.2%、小学生で19.2%と2割前後あります。

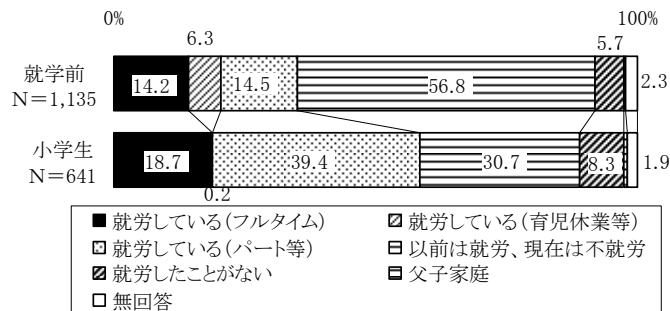
図表 27 子どもを預かってもらえる人（〇はいくつでも）



### 2 母親が働いている割合は、就学前で35.0%、小学生で58.3%

「フルタイム就労」は就学前20.5%、小学生18.9%と2割前後です。「パートタイム、アルバイト等就労」は小学生の母親で高く39.4%です。母親が働いている割合は、就学前で35.0%、小学生で58.3%です。

図表 28 母親の就労状況



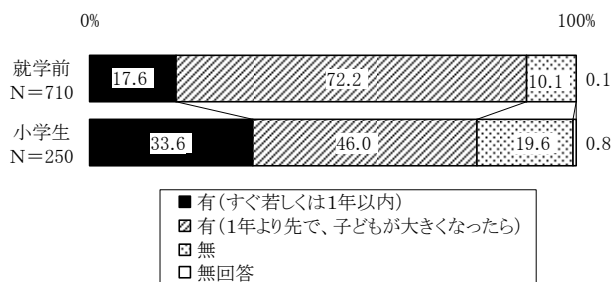
注：表記が困難なため省略している数値がある。

### 3 就労していない母親の8～9割が就労希望、パート等での就労を希望

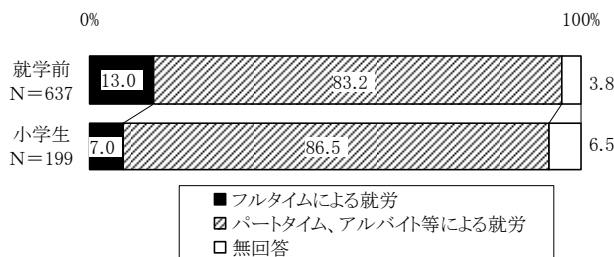
就労していない母親のうち、就労希望が「有（すぐ若しくは1年以内）」は就学前で17.6%、小学生で33.6%です。「有（1年より先で、子どもが大きくなったら）」を合わせると、就労していない母親の就労希望割合は、就学前で約9割、小学生で約8割このほりです。

就労していない母親の就労を希望する形態は「パートタイム、アルバイト等による就労」が就学前で83.2%、小学生で86.5%と高くなっています。

図表 29 就労していない母親の就労希望



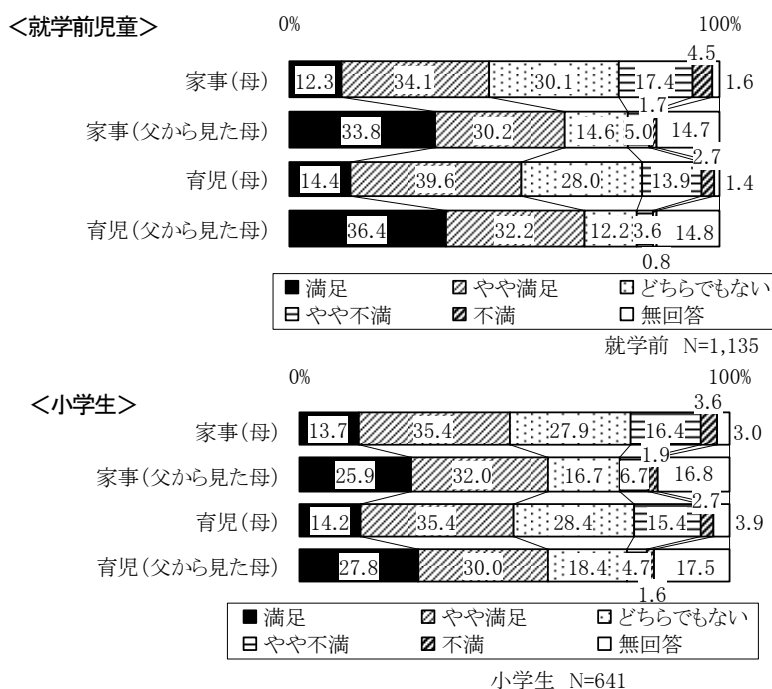
図表 30 就労していない母親の就労希望の形態



### 4 就学前の母親の家事・育児の満足度の自己評価が低い

母親の家事・育児の満足度は、就学前、小学生ともに、自らの評価が父親からの評価と比べて低くなっています。特に、就学前では10ポイント以上低くなっています。

図表 31 母親の家事・育児の満足度

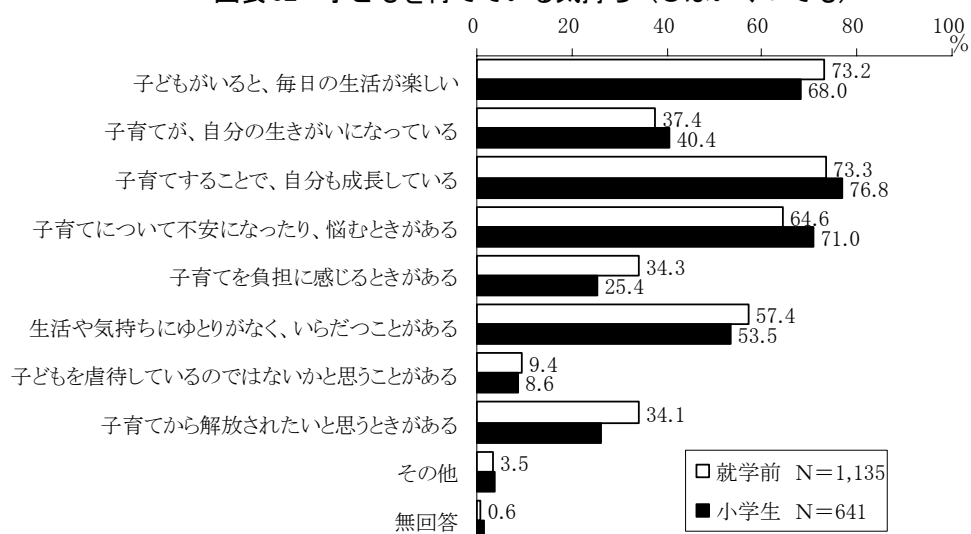


## 5 子育てに楽しさや意義を感じながらも、不安や負担が高まる傾向

子どもを育てている気持ちとして就学前は「子どもがいると、毎日の生活が楽しい」「子育てすることで、自分も成長している」がともに73.3%と高い割合です。小学生では「子育てすることで、自分も成長している」が76.8%、「子育てについて不安になったり、悩むときがある」71.0%、「子どもがいると、毎日の生活が楽しい」68.0%が高くなっています。

前々回調査※と比べると、就学前、小学生ともに、「子育てが、自分の生きがいになっている」が10ポイント以上増加し、「子どもがいると、毎日の生活が楽しい」「子育てすることで、自分も成長している」も増加しています。その一方で、「子育てについて不安になったり、悩むときがある」も10ポイント前後増加し、「生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつことがある」「子育てを負担に感じるときがある」も増加するなど、子育てに楽しさや意義を感じながらも、不安や負担感も高まっていることがうかがえます。

図表 32 子どもを育てている気持ち (〇はいくつでも)



図表 33 子どもを育てている気持ち (前々回調査との比較)

(%、人)

	就学前保護者		小学生保護者	
	今回	前々回	今回	前々回
子どもがいると、毎日の生活が楽しい	73.2	68.8	68.0	58.8
子育てが、自分の生きがいになっている	37.4	27.4	40.4	27.2
子育てすることで、自分も成長している	73.3	68.5	76.8	69.4
子育てについて不安になったり、悩むときがある	64.6	55.9	71.0	59.3
子育てを負担に感じるときがある	34.3	30.6	25.4	20.7
生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつことがある	57.4	50.8	53.5	48.7
子どもを虐待しているのではないかと思うことがある	9.4	8.3	8.6	8.3
子育てから解放されたいと思うときがある	34.1	43.5	26.1	29.8
その他	3.5	3.5	3.9	3.0
無回答	0.6	0.2	1.4	1.0
(回答者数)	(1,135)	(1,332)	(641)	(624)

\*前々回調査：平成14年度に児童育成計画策定のために実施した調査

## 6 子どもが希望より少ない理由として、「子どもの教育にお金がかかる」「経済的に余裕がない」が高まる傾向

子ども数が希望より少ない理由として、「子どもの教育にお金がかかる」が最も高く、就学前で66.7%、小学生で58.9%です。次に「経済的に余裕がない」が、就学前で62.5%、低学年48.2%と高くなっています。

前々回調査と比べると、「子どもの教育にお金がかかる」「経済的に余裕がない」が就学前で10ポイント近く増加しています。「仕事をしながら子育てをするのが困難」も数ポイント増加しています。

図表 34 子ども数が希望より予定が少ない理由（前々回調査との比較）

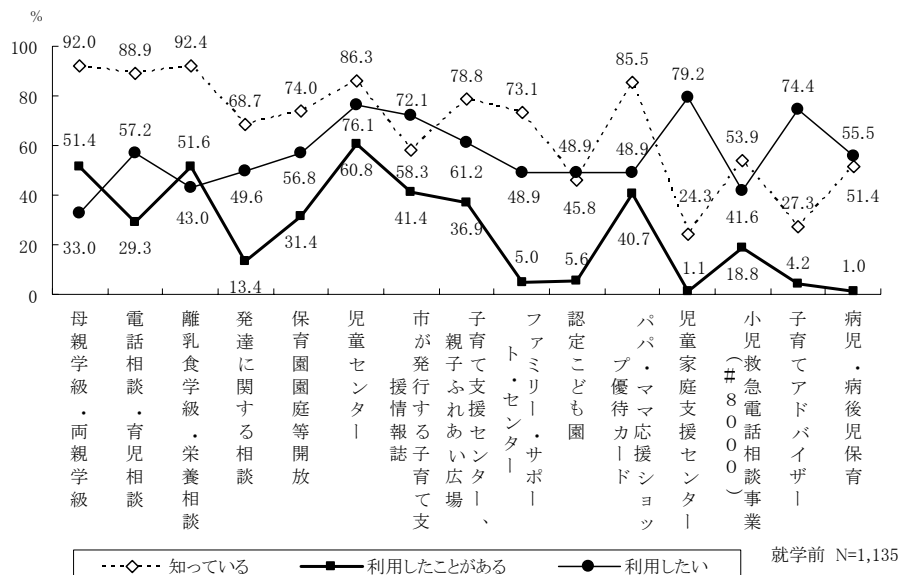
	就学前保護者		小学生保護者	
	今回	前々回	今回	前々回
子どもの教育にお金がかかる	66.7	57.8	58.9	56.4
少ない子どもに手間やお金をかけて育てたい	5.3	6.7	9.2	5.6
経済的に余裕がない	62.5	53.4	48.2	53.0
仕事をしながら子育てをするのが困難	29.7	24.0	29.1	32.0
自分の趣味やレジャーと両立しない	5.0	6.7	6.4	4.5
保育園など子育てを支援する環境が不十分	27.5	27.5	19.9	24.4
手助けしてくれる家族がいない	28.1	24.3	27.7	25.9
家が狭い	28.1	27.2	17.0	39.5
育児に精神的、肉体的な負担がかかる	28.1	39.8	24.8	33.8
年令的な理由で難しい	32.8	29.7	48.2	29.7
その他	10.8	10.4	13.5	10.5
無回答	2.5	1.4	3.5	1.9
(非該当者数)	(775)	(678)	(500)	(358)
(回答者数)	(360)	(654)	(141)	(266)

## 7 就学前では、「児童センター」が認知・利用・利用意向ともに高い

戸田市で実施しているサービスについての就学前の認知状況は、「母親学級・両親学級」「離乳食学級・栄養相談」が9割を超えて高くなっています。「電話相談・育児相談」「児童センター」「パパ・ママ応援ショップ優待カード」も9割弱と高い割合です。

利用状況は「児童センター」が6割を超えて高く、「離乳食学級・栄養相談」「母親学級・両親学級」も5割を超えています。利用意向は「児童家庭支援センター」「児童センター」「子育てアドバイザー」「市が発行する子育て支援情報誌」が7割を超えて高い割合です。

図表 35 市実施のサービスの認知・利用・利用意向（〇はいくつでも）



## 資料2 計画策定の経緯

### 1 策定の経過

年	月/日	次世代育成支援対策地域協議会	策定に関わる調査・会議等
平成20年	11/27～12/10		次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査 就学前児童保護者2,500人、小学生保護者1,500人対象
	1/7～1/23		次世代育成支援行動計画（前期計画）の 進捗状況調査（庁内関係各課）
平成21年	2/20	平成20年度 第1回 ・委嘱状交付 ・会長・副会長選出 ・次世代育成支援行動計画について ・次世代育成支援行動計画の進捗状況調査について ・行動計画策定に伴うアンケート調査について ・後期行動計画の策定について	
	5/28		第1回次世代育成支援行動計画策定検討委員会
	6/23	平成21年度 第1回 ・委嘱状交付（変更があった委員のみ） ・後期行動計画の策定方法・手順について ・後期行動計画の骨子案について	
	6/29～7/15		次世代育成支援行動計画のためのインタ ビュー調査（保護者インタビュー）
	7/22		次世代育成支援行動計画（後期計画）策 定に係る事業見直し調査（庁内関係各 課）
	7/28		次世代育成支援行動計画のためのインタ ビュー調査（子どもインタビュー）
	7/29		第2回次世代育成支援行動計画策定検討委員会
	8/19	平成21年度 第2回 ・修正した骨子案について ・戸田市の現状分析について ・他計画と重複する事業の取扱いについて ・前期計画と変更があった事業について ・前期計画の重点事業の見直しについて	
	8/26		行動計画施策・事業についての各課ヒアリング
	10/21		第3回次世代育成支援行動計画策定検討委員会
	11/16	平成21年度 第3回 ・分野別計画について	
	12/10～1/9		計画案のパブリックコメント
	平成22年		
		平成21年度 第4回	

## 2 戸田市次世代育成支援対策地域協議会要綱

戸田市子育て支援推進会議設置要綱（平成14年6月10日市長決裁）の全部を改正する。

（設置）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき、地域の次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、戸田市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における次世代育成支援対策に関する問題提起や具体的提案に関すること。
- (2) 戸田市次世代育成支援行動計画の策定、点検及び評価に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域における児童福祉関係団体を代表する者
- (2) 児童福祉に関する識見を有する者
- (3) 福祉、保健及び教育関係機関を代表する者
- (4) その他市長が必要と認めた者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、こども青少年部こども家庭課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年7月23日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

## 戸田市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

所 属・役 職	氏 名	備 考
1 こども会育成連合会の代表	米 倉 裕 子	
2 子育てサークル等の代表	鈴木 あさみ	
3                    "	中 野 康 子	
4 母子生活支援施設の代表 (むつみ会理事長)	石 井 マ サ	副会長
5 戸田市民生委員・児童委員協議会の代表	池 田 幸 江	
6 私立幼稚園協会の代表 (戸田幼稚園園長)	芝 崎 春 樹	
7 私立保育園の代表 (ささめ保育園園長)	中 村 信 成	会長
8 家庭保育室の代表 (ササメ保育所)	中 塚 勇	
9 戸田市社会福祉協議会	根 本 浩 伸	
10 南児童相談所の代表 (虐待・相談指導担当)	古 沢 泰 子	
11 川口保健所の代表 (保健予防推進担当)	佐 野 裕 美 子	
12 校長会の代表 (新曽小学校校長)	西 田 康 子	
13 P T A連合会の代表	橋 本 和 広	
14 企業関係者	宮 坂 幸 正	
15 連合埼玉戸田・蕨地域協議会	上 杉 裕 子	

### 3 戸田市次世代育成支援行動計画策定検討委員会要綱

(設置)

第1条 戸田市における次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関し、関係部局の職員により必要な事項を検討するため、戸田市次世代育成支援行動計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戸田市次世代育成支援行動計画の策定に関する事項
- (2) 戸田市次世代育成支援行動計画の推進に必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討委員会は、こども家庭課長及び別表に掲げる所属の主幹又は副主幹からなる委員をもって組織する。

- 2 委員長はこども家庭課長をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、各年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。

(会議)

第5条 会議の開催は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係職員に対し出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の庶務は、こども青少年部こども家庭課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年5月12日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。



別表（第3条関係）

No.	所 属
1	市民生活部コミュニティ推進課
2	市民生活部経済振興課
3	福祉部障害福祉課
4	こども青少年部保育幼稚園課
5	こども青少年部児童青少年課
6	都市整備部公園緑地課
7	医療保健センター健康推進室
8	教育委員会事務局指導課

戸田市次世代育成支援行動計画策定検討委員会委員名簿

No.	所 属	職 名	氏 名
1	市民生活部コミュニティ推進課	市民活動支援担当主幹	安 部 孝 良
2	市民生活部経済振興課	労政担当副主幹	矢 作 俊 幸
3	福祉部障害福祉課	障害庶務担当副主幹	武 部 篤 子
4	こども青少年部保育幼稚園課	保育・幼稚園担当主幹	黒 澤 孝 一
5	こども青少年部児童青少年課	放課後こども担当副主幹	伊 藤 俊 一
6	都市整備部公園緑地課	緑化推進担当副主幹	我 妻 阿 佐 雄
7	医療保健センター健康推進室	親子保健担当主幹	倉 住 紀 子
8	教育委員会事務局指導課	教育センター担当副主幹	鈴 木 佐 治 子

## 資料3 用語解説

### A～Z

#### ～NPO (Non-Profit Organization)

～

- 「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念であるが、福祉領域では、一般的に住民参加による有償のサービスを行う活動団体をいう。平成10年に特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立し、小さな団体も法人格を取得できるようになった。

### ア行

#### ～アスペルガー症候群～

- 知的発達の遅れを伴わず、かつ自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わない障がいのことです。

#### ～育児休業制度～

- 平成4（1992）年施行の育児休業法（平成7（1995）年から育児・介護休業法と改正）に、1歳未満の子どもを養育する勤労者は男女を問わず育児のために休業できると定められた制度。平成17(2005)年には、対象者の拡大（期間雇用者まで）、期間の延長（子が1歳6か月まで）とともに、小学校就学前の子の看護休暇が位置付けられた。平成21(2009)年には、短時間勤務制度の義務化（子が3歳まで）、専業主婦（夫）家庭に対する育児休業の取得不可制度の廃止など男女ともに子育てをしながら働き続けることができる条件の充実とともに、苦情処理・紛争解決の援助や調停の仕組みを創設するなど制度の実効性が確保された。

### カ行

#### ～合計特殊出生率～

- 15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数を指す。人口を維持するためには、2.08が必要とされている。

### サ行

#### ～さわやか相談室～

- いじめ・不登校などの問題の重要性にかんがみ、心のオアシス事業の一環として埼玉県的全公立中学校に設置されており、スクールカウンセラー（配置校のみ）、さわやか相談員、ボランティア相談員が校区内の児童・生徒・保護者の相談に応じている。

#### ～児童の権利に関する条約～

- 生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、各国政府が負うべき義務を明らかにしたもの。わが国は平成6（1994）年5月に締結した。

#### ～仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）～

- やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。平成19年末、政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定さ

れ、現在、官民を挙げて様々な取組が進められている。

#### ～自閉症～

- 生まれつき脳の機能に何らかの障がいがあるために、他人との関係をうまく形成できない、言葉の発達に遅れがある、特定のものにこだわるなどの特徴を示す。

#### ～障がい児学童保育～

- 障がい児向けの学童保育で、放課後などに一定時間預かるサービス。

#### ～すこやかサポーター～

- 市内の中学校に、生徒の見守り役として「すこやかサポーター」を一人ずつ派遣している。学級時の援助や不登校生の相談役など、教師を補佐するが、安全職員のような役割も担う。

#### ～総合型地域スポーツクラブ～

- 身近な学校開放施設や公共スポーツ施設を拠点として、子どもから高齢者まで、全てのスポーツを愛好する地域住民が主体的、自主的に運営するスポーツクラブ。

#### 夕行

#### ～第三者委員～

- 福祉施設が提供するサービスについて利用者からの意見、要望又は苦情に対して、中立的な立場で利用者と施設側双方の言い分を聞き、客観的な判断のもと苦情解決に向けたアドバイスを提供する制度。

#### ～男女共同参画～

- 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保され

ることをいう。男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女が共に責任を担うとされている。

#### ～特別支援学級～

- 「特殊学級」から名称変更されたもので、軽度の障がいがある児童生徒のために、小・中学校等に設置される学級。

#### ～特別支援教育～

- 従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めた障がいのある児童の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

#### ～ドメスティック・バイオレンス～

- 女性、子ども、高齢者、障がい者などの家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待など」をいうが、女性問題としては夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

#### ナ行

#### ～乳幼児突然死症候群（SIDS）～

- 健康と思われていた乳児が突然に死亡し、死因が特定できないもの。生後2～4 か月に多い。

#### ～ノーマライゼーション～

- 障がいをノーマルにするということではなく、障がい者の住居・教育・労

働・余暇などの生活の条件を可能な限り障がいのない人の生活条件と同じようにすること。この考え方は、今日、障がいをもつ人たちだけでなく、高齢者、女性など、社会的弱者とみなされている人々に対する基本的な理念となっている。

## ハ行

### ～ハイリスク妊婦～

- 母親自身の妊娠期、分娩期、産褥期や赤ちゃんの胎児期、新生児期に危険が生じる可能性を高く持っている妊婦のことを指す。ハイリスク因子には、妊娠中毒症・多胎妊娠・高齢初産（35歳以上）・子宮頸管不全症・前置胎盤や糖尿病・心臓病・肥満・るいそう（病的なヤセ）・妊娠末期の骨盤位などがある。戸田市の事業で使用しているハイリスクの意味としては、「妊娠、出産、産後（育児）について、身体的、精神的、社会的に支援が必要と思われるもの」も含まれる。

### ～バリアフリー～

- バリア（障壁）がないの意。建築設計において、高齢者や障がい者、子どもなどの利用に配慮をすること。

### ～放課後子ども教室～

- 市内の各小学校区で小学1～6年生を対象に放課後、余裕教室や校庭、体育館等で主に自由遊びや学習活動（宿題等）また、体験活動を行っている。

### ～ボランティア相談員～

- 戸田市の中学校では、さわやか相談員とともにボランティア相談員が、子どもたちの相談を受け付けている。

## ヤ行

### ～幼保一元化～

- 幼稚園・保育園が、現行の法制度の基で、職員の交流や幼児の交流、施設の相互活用等、教育的観点から幼児の教育、保育を進めていく。幼稚園と保育所を合築したり、施設の一部を共用するなどの動きが一般的だが、構造改革特区を活用するなど多様な動きもみられる。

### ～要保護児童対策地域協議会～

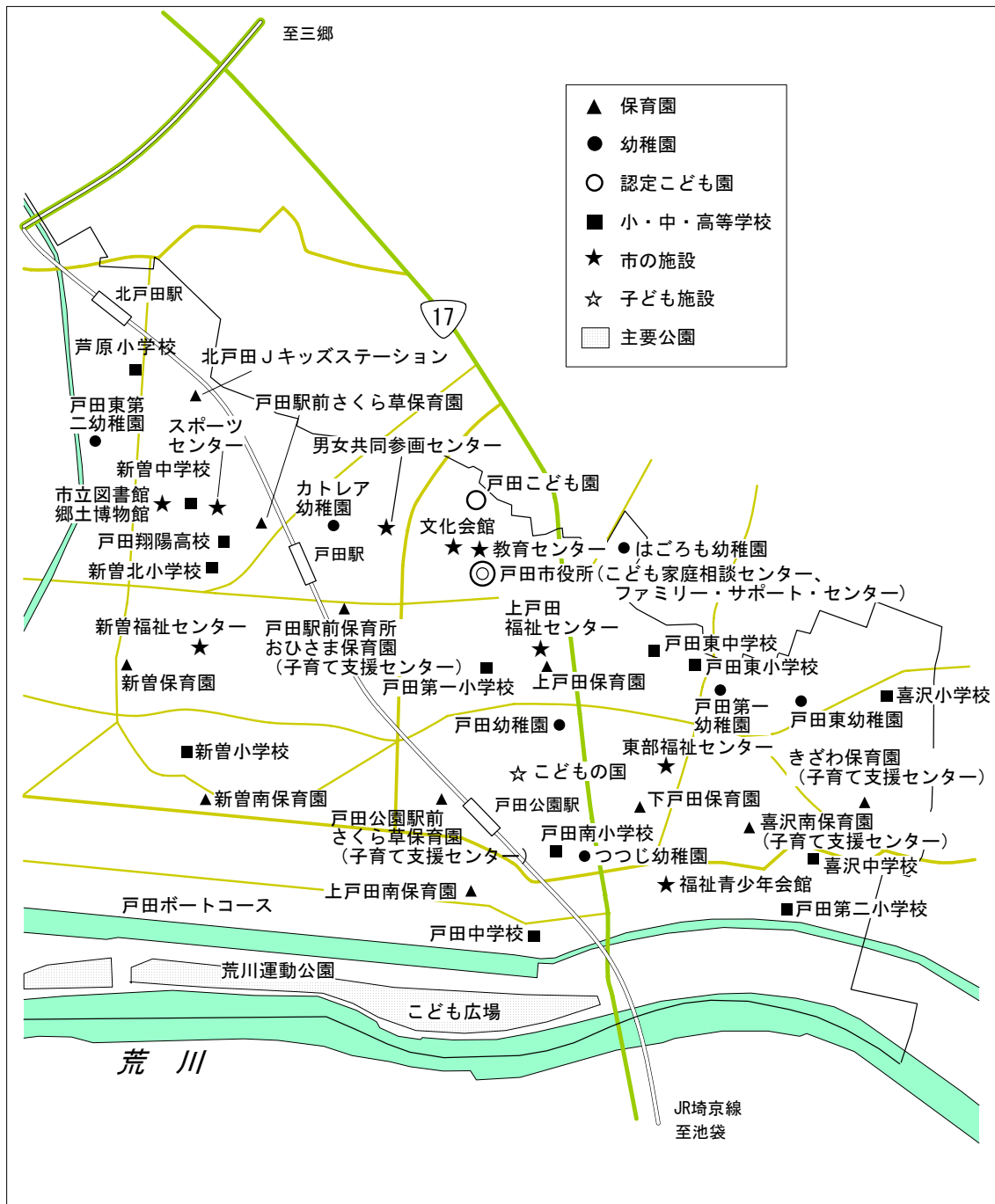
- 虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見、適切な支援が行えるよう、関係機関の円滑な連携・協力を確保することを目的に設置する協議会。改正児童福祉法第25条の2に位置づけられている。



# 資料4 子ども関連施設マップ



注：各小学校に留守家庭児童保育室がある



(H21. 4. 1現在)